

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の 金融・証券税制について

つみたてNISA・NISA、ジュニアNISAの概要については、4ページの参考をご覧ください。

利息・配当

譲渡損失との
損益通算・繰越控除

特定口座

利息・配当受入可
申告不要可

譲渡損益

利息・配当との
損益通算・繰越控除

上場株式等の利息・配当・収益の分配

上場株式等の譲渡（解約・償還を含みます。）

選択

選択

特定口座

源泉徴収口座

簡易申告口座

一般口座

金融商品取引業者等が年間の
譲渡損益、利息所得・配当所得
（譲渡損失と通算）を計算
（特定口座年間取引報告書）

金融商品取引業者等が
年間の譲渡損益を計算
（特定口座年間取引報告書）

ご自分で年間の
譲渡損益を計算

選択*

（利息所得は不可）

確定申告
（総合課税）

配当所得を含む総所得金額
× 累進税率（5～45%）
（ほかに住民税10%）

- 利息所得は総合課税の選択不可
- 配当控除あり

申告不要

源泉徴収
のみで終了

確定申告
（申告分離課税）

上場株式等に係る
配当所得等の金額
× 15%
（ほかに住民税5%）

- 配当控除なし

上場株式等に係る
譲渡所得等の金額
× 15%
（ほかに住民税5%）

- ・ 上場株式等の譲渡損失と配当所得等との損益通算
- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除（3年間）

※ 住民税の課税方式について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書の送達までに、別途、個人住民税の申告が必要です。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

（注）平成25年から令和19年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、このパンフレットに掲載の所得税のほかに、復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

令和元年10月

税 国 税 庁

（法人番号 7000012050002）

制度の概要

1 上場株式等の範囲

「上場株式等」とは、上場株式、公募投資信託の受益権、国債、地方債、公募公社債などをいい、その利息、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が**申告分離課税**（所得税15%（ほかに住民税5%））の対象とされます。

株式等の範囲

- 株式（投資口を含みます。）
- 投資信託の受益権
- 公社債^(注)

など

上場株式等

【株式等で金融商品取引所に上場されているもの】

上場株式、上場投資信託の受益権（ETF）、上場不動産投資法人の投資口（REIT）

【投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権】

公募株式投資信託の受益権、公募公社債投資信託の受益権

【特定公社債】

国債、地方債、外国国債、公募公社債、

平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）

など

一般株式等

上場株式等以外の株式等

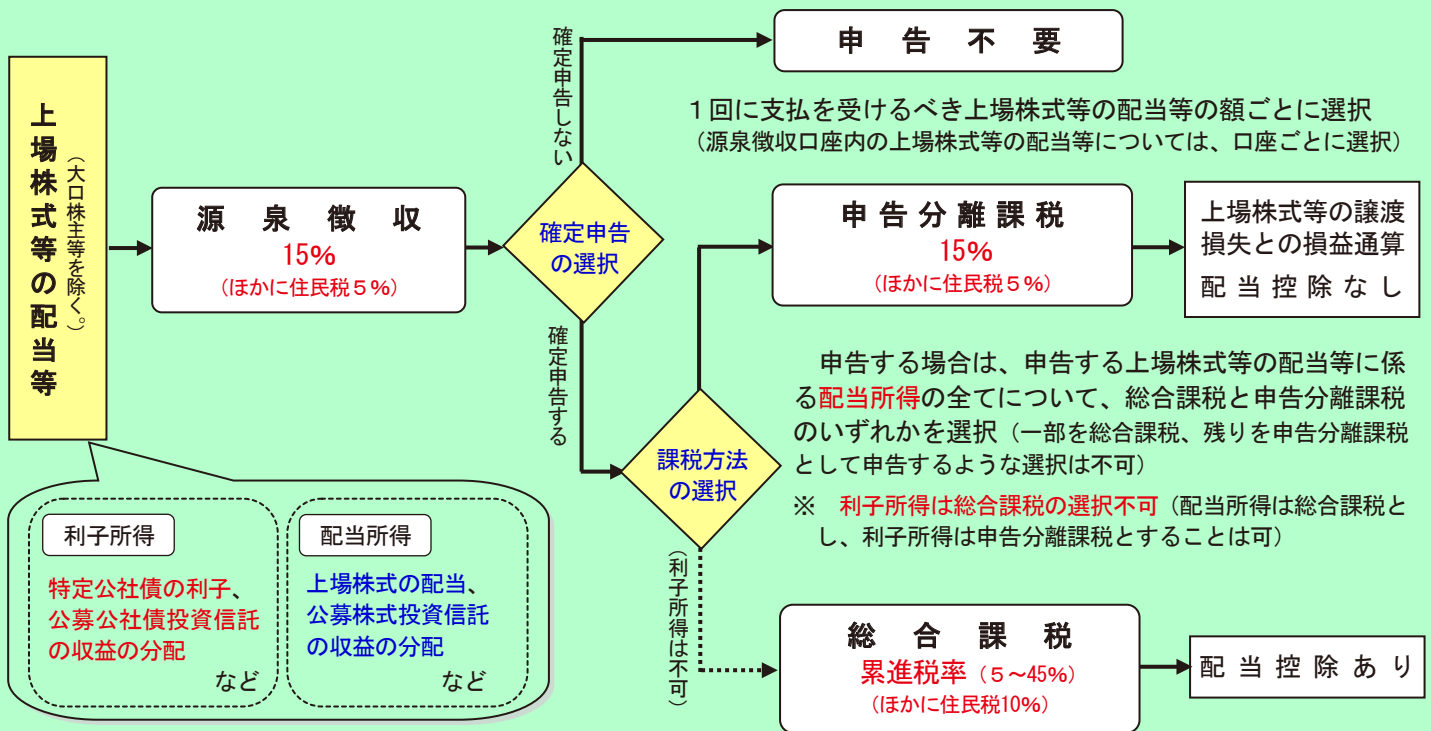
（注） 公社債のうち、償還差益について発行時に源泉徴収がされた割引債など一定のものを除きます。

2 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等^(注1)（大口株主等^(注2)が支払を受けるものを除きます。以下同じです。）については、その支払の際に**15%**（ほかに住民税5%）の税率による源泉徴収がされます。

なお、**1回に支払を受けるべき上場株式等の配当等の額ごとに申告しないこと（申告不要）**を選択することができます（源泉徴収口座内の上場株式等の配当等については、口座ごとに選択する必要があります。）。

また、**申告する場合は**、上場株式等の配当等に係る**配当所得**について、**総合課税と申告分離課税のいずれかを選択**することができます。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の**全て**について、**総合課税と申告分離課税のいずれかを選択**する必要があります^(注3)。



（注） 1 「上場株式等の配当等」とは、上場株式等の利息、配当、収益の分配等をいいます。以下同じです。

2 「大口株主等」とは、その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。

3 平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、**上場株式配当等の支払通知書等の添付が不要**となりました。ただし、税務署等で確定申告書等を作成する場合には、**上場株式配当等の支払通知書等又はその写しが必要**ですので、忘れずにお持ちください。

3 上場株式等を譲渡した場合の所得金額及び所得税額（住民税額）の計算

上場株式等の譲渡による所得金額及び所得税額（住民税額）は、次のように計算します。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡益）の計算

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{委託手数料等}) = \text{上場株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡益）}$$

【取得費】

株式等の取得費は、その購入価額（購入手数料等を含みます。）となりますが、同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合には、次のように総平均法に準ずる方法によって算出した1株当たりの金額に譲渡株数を乗じて計算した金額が、その取得費となります。

【取得費の計算の具体例】

①	令和元年5月	購入	1,000株	100万円（取得価額）
②	令和元年8月	購入	2,000株	230万円（取得価額）
$\frac{100\text{万円} + 230\text{万円}}{1,000\text{株} + 2,000\text{株}} = 1,100\text{円（1株当たりの金額）}$				
$1,100\text{円} \times \text{譲渡株数} = \text{取得費}$				

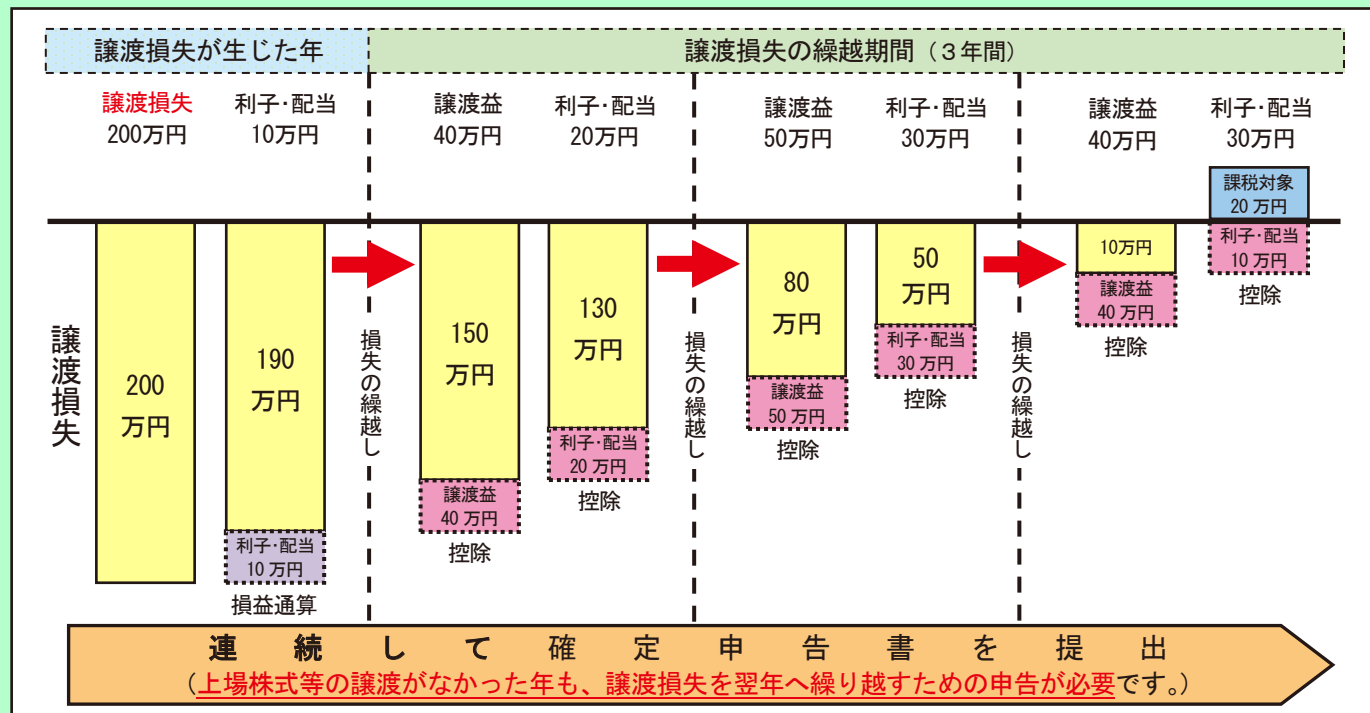
(2) 所得税額（住民税額）の計算

$$\text{上場株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡益）} \times \text{所得税15\%（ほかに住民税5\%）} = \text{所得税額（住民税額）}$$

4 上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除

平成28年分以後の各年分において、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り、以下同じです。）と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。



- (注) 1 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。
また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。
- 2 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。
- 3 原則として、一般株式等に係る譲渡損失の金額は上場株式等に係る譲渡所得等の金額から、上場株式等に係る譲渡損失の金額は一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

5 特定口座制度

特定口座には、次のとおり、**簡易申告口座**と**源泉徴収口座**の2種類があり、金融商品取引業者等に**特定口座**を開設した場合、その**特定口座内**における**上場株式等の譲渡による所得**については、**他の上場株式等の譲渡による所得と区分して計算**します。なお、この計算は金融商品取引業者等が行います。

簡易申告口座

簡易申告口座とは、金融商品取引業者等から交付される**特定口座年間取引報告書**により、**簡便に申告**を行うことができる口座のことをいいます。

源泉徴収口座

源泉徴収口座とは、**特定口座内**で生じる**所得**に対して**源泉徴収**（所得税 15%（ほかに住民税 5%））することを**選択**することにより、その**特定口座内**における**上場株式等の譲渡による所得**を**申告不要**とすることができる口座のことをいいます。

なお、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける**上場株式等の配当等**については、その金融商品取引業者等に開設している**源泉徴収口座**に受け入れることができます。

また、上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、**上場株式等の配当等の額の総額**からその**上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額**を**控除**（損益通算）した金額を基に源泉徴収税額が計算されます。

◆ 源泉徴収口座における留意点 ◆

- 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡による所得又はその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等を**申告するかどうかは口座ごとに選択**できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。）。
- 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡による所得とその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等のいずれかのみを申告することができます。ただし、**源泉徴収口座における上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等も併せて申告しなければなりません。**
- 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡による所得又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を**申告した後に、その譲渡による所得又は配当所得等を申告しないこととする変更はできません。**また、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡による所得の金額又は上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額を含め**ないで申告した後に、その譲渡による所得又は配当所得等を申告することとする変更もできません。**

(注) 平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する確定申告書等については、**特定口座年間取引報告書の添付が不要**となりました。ただし、税務署等で確定申告書等を作成する場合には、**特定口座年間取引報告書又はその写しが必要**ですので、忘れずにお持ちください。

参考 つみたてNISA・NISA、ジュニアNISAの概要

「つみたてNISA」・「NISA」（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）、「ジュニアNISA」（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の主な概要については、次のとおりです。

	つみたてNISA	NISA	ジュニアNISA
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益		未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳以上 ^{*1} の居住者等		口座開設の年の1月1日において20歳未満 ^{*1} 又はその年に出生した居住者等
口座開設可能期間	平成30年1月1日～令和19年12月31日	平成26年1月1日～令和5年12月31日	平成28年4月1日～令和5年12月31日
金融商品取引業者等の変更	1 累積投資勘定(各年分)ごとに 変更可	1 非課税管理勘定(各年分)ごとに 変更可	変更不可 (1人につき1口座のみ)
非課税投資額	40万円を上限(未使用枠は翌年以後繰越不可)	120万円を上限(未使用枠は翌年以後繰越不可)	80万円を上限(未使用枠は翌年以後繰越不可)
投資方法	非課税累積投資契約に基づき、 あらかじめ定めた銘柄に定期的かつ継続して投資	制限なし	
非課税期間	最長 20年間 、途中売却可 ^{*2}	最長 5年間 、途中売却可 ^{*2}	
非課税投資総額	最大 800万円 (40万円×20年間)	最大 600万円 (120万円×5年間)	最大 400万円 (80万円×5年間)
少額上場株式等の範囲(投資対象商品)	上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託^{*3}	上場株式・上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託など	
払出制限	制限なし		制限あり ^{*4}

※1 令和5年1月1日以後に非課税口座(NISA・つみたてNISA)及び未成年者口座(ジュニアNISA)を開設する場合の開設者(対象者)については、令和元年度税制改正により、それぞれ「18歳以上」と「18歳未満」に引き下げられています。

2 売却部分の非課税投資額の枠は、再利用できません。

3 「つみたてNISA」の投資対象商品については、一定の要件を満たしたものに限られます。詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。

4 その年の3月31日において18歳である年(基準年)の前年12月31日までは、原則として上場株式等及び譲渡代金・配当等の払出しはできません。

(注) 1 非課税口座・未成年者口座で取得した上場株式等を譲渡したことにより生じた損失は、ないものとみなされます。

2 「つみたてNISA」と「NISA」は年分ごとにいずれかを選択することができます。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報などを提供しています。

○ 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。